

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

2

◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境国際経済部温暖化対策課】
- 北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】
- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】
- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】

3

6

7

8

北九州市告示第 275 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

14 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

「

日明 6 号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 001. 07
日明 9 号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 550. 19

を」

「

日明 6 号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 001. 07
-----------	---------	------------

に、」

「

日明 18 号倉庫敷	小倉北区西港町	2, 971. 74
日明 19 号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 472. 33

を」

「

日明 18 号倉庫敷	小倉北区西港町	2, 971. 74
------------	---------	------------

に」

改める。

北九州市公告第371号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成30年6月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度北九州市COOL CHOICE普及啓発事業運営等業務
- (2) 業務内容 環境省が推奨している国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」を、本市が通年にわたり展開している地球温暖化対策事業と連携し、本市市民への動機付け・意識付けを行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年1月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案書の内容

(2) ヒアリングでの対応

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。

なお、説明書は、北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成30年6月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 交付方法 無償にて交付。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成30年6月29日 17時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。
- (4) 詳細は説明書による。

北九州市公告第 372 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更について次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に係のある水面について権利を有する者は、当該事業計画の変更について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに北九州市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

平成 30 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間及び縦覧時間

平成 30 年 6 月 5 日から同月 18 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

3 意見書の提出要領

当該事業計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 30 年 7 月 2 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 373 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 30 年度介護認定事務処理システム運用保守作業委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号
- 5 契約金額
3,495 万 3,120 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 374 号

北九州市屋外広告物条例（昭和 38 年北九州市条例第 68 号）第 24 条第 1 項の講習会を次のとおり実施する。

平成 30 年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

平成 30 年 8 月 24 日午前 9 時 50 分（受付開始 9 時 15 分）から午後 5 時まで

2 開催場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 15 階 講堂

3 講習会の教科

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講資格

年齢満 15 歳以上の者（平成 30 年 8 月 24 日現在）

5 受講申請書の受付期間

平成 30 年 7 月 30 日から同年 8 月 10 日まで（日曜日及び土曜日を除く
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

6 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局総務部管理課